

CFA フラン制度とコートジボワール経済

原 口 武 彦

はじめに

独立後、約30年を経て1990年代を迎えたサハラ以南のアフリカ諸国⁽¹⁾のほとんどは、経済危機・停滞の打開策として処方された「構造調整」下で苦悶している。この構造調整のひとつの柱に、各国の通貨的混乱という症状に対する処方としての各国通貨の為替レートの大幅切下げがある。それは今日まで旧宗主国フランスの後楯で、通貨価値の安定を維持してきたCFA フランを共通通貨とする国ぐにの場合についても主張されはじめている。

本稿では、CFA フラン国のひとつ、コートジボワールに焦点をあて、このCFA フラン切下げ論と、その論拠となっている状況認識を以下のような順序で検討する。

まずⅠでは、独立後、アフリカ諸国のはほとんどが国家主権の当然の行為として発行を開始した自国通貨が、1980年代において、その対外・対内価値という点でどのような軌跡をたどってきたのか、その推移を概説する。そこで明らかになるのは、旧仮領植民地諸国の中通貨として採用されたCFA フランを除いては、ほとんどの通貨が価値の安定・維持という点では破綻をきたしたということである。

ではこの例外的に価値の安定を維持してきたCFA フランとはどのような通貨なのか。Ⅱでは、CFA フラン創設の歴史、今日におけるCFA フランの制度的仕組みを検討する。

Ⅲでは、このCFA フラン制度と構造調整の関連について、西アフリカのCFA フラン地域の経済的中心国、コートジボワールを事例として検討する。その際、1980年代における構造調整の成功例とされている隣国ガーナの経済も比較し参照する。

「おわりに」では、以上の分析に基づいて、CFA フラン切下げ論の意義について筆者の評価を示す。

I アフリカ諸国の通貨

第1表に示したように、サハラ以南のアフリカのほとんどの国（47カ国の中31カ国）⁽²⁾が独立後、国家の主権の具体的表現のひとつとして自国通貨の発行を開始し今日に至っている。例外は、1847年の建国以来、米ドルを基本通貨とするリベリア（No.16）、CFA フランを共通通貨とする14カ国だけである。しかしリベリアの場合も、1982年から補助通貨として独自の5 ドル硬貨の発行を開始し、89年にはそれを紙幣に切り替えることによって、実質的に二重通貨制度化している。またCFA フラン14カ国のうち、西アフリカのマリ（No. 3）、中部アフリカの赤道ギニア（No.22）はともに独立後の一時期、自国通貨を発行した経験を有している。

ではこれらの通貨は今日、どのような状況のもとにおかれているのであろうか。まず各通貨の対外価値の変動を対米ドル為替レートによって見てみよう。

第1表 I のA欄は1981年末、B欄は91年末の各通貨の対米ドル為替レートを示し、 $\frac{B}{A}$ 欄は同期間における変動倍率である。

これによるとCFA フランの対米ドル・レートは、この期間を通じて1米ドル=287.4 CFA フランから259.0 CFA フランへとわずかながら上昇している。即ち1981年末のレートを100とすれば、91年末のレートは $1 \div 0.90 = 1.11$ の水準に上昇している。CFA フランと同様に対米ドル・レートの上昇

を示している通貨は、ほかにはセイシェル (No.47) のルピーだけである。そして上昇とはいかないまでも、小幅の下落にとどまり、対外価値の相対的安定を維持してきた通貨は、モーリタニア (No. 1) のウギヤ1.59、カーボベルデ (No.14) のエスクード1.31、ルワンダ (No.25) のルワンダ・フラン1.29、エチオピア (No.28) のブル1.0、ジブチ (No.29) のジブチ・フラン1.0、モーリシャス (No.46) のモーリシャス・ルピー1.44の6通貨だけである。しかし、このうちエチオピアのブルの場合には公定レートとしては1米ドル=2.1ブルが維持されているが、実勢からは大きく乖離しいわば公然化している闇レートは、91年段階で1米ドル=7ブルの水準にあるという⁽³⁾。またモーリタニアのウギヤの場合にも92年9月に、42%という大幅切下げが実施されている⁽⁴⁾。

いずれにせよ、その他の24通貨は、軒なみ大幅な対外価値の下落を経験している。その筆頭はザイール (No.24) のザイール貨11576.9である。これにつづいて1000分の1以下に対米ドル・レートが下落した通貨は、ウガンダ (No.32) のシリング1016.7があり、100分の1以下の水準に下落した通貨としては、シエラレオネ (No.11) のレオネ362.33、ソマリア (No.30) のソマリア・シリング147.5、ガーナ (No.12) のセディ139.5がある。10年間で1000分の1以下への下落とは、年平均49.9%以上の切下げをくりかえしたことと意味し、100分の1の場合でも年36.9%の切下げを意味する。これらの通貨の対外価値は、変動の域を越えて完全に破綻状態に陥っていたとみるべきであろう。

これらの通貨につづいて、ギニアビサウ (No.15) のペソ59.5、モザンビーク (No.35) のメティカル51.3、ギニア (No. 9) のギニア・フラン33.9、タンザニア (No.33) のタンザニア・シリング28.2、アンゴラ (No.34) のクワンザ18.4、スーダン (No.27) のスーダン・ポンド16.7、ナイジェリア (No.13) のナイラ16.5も10分の1以下への高率の下落を示している。その他の12通貨も、大はザンビア (No.36) のクワチャ9.89から小はブルンジ

第1表 アフリカ諸国の通貨

(No.26) のブルンジ・フラン2.12まで、かなりの幅の下落を経験している。

以上から通貨の対外価値の安定的維持という点では、自国通貨の発行を開始したアフリカ諸国の大半が通貨政策において失敗したということができよう。

次に各通貨の国内における価値の安定度を、各国の消費者物価指数を通じて検討してみよう。第1表ⅡのA欄は1980年、B欄は90年のそれぞれの消費者物価指数を、 $\frac{B}{A}$ 欄は80年の水準に比較しての90年の指数の倍率を示したものである。資料が存在する36カ国（11カ国は資料不備）についてみると、当然のことながら概ね通貨の対外価値の大幅な下落をきたした国ほど、物価上昇率は高くなっている。80年の水準に比してザイールの1935.25倍を筆頭に、ウガンダの306.25倍、シエラレオネの178倍、ザンビアの42.28倍、ガーナの35.75倍、ソマリアの20.29倍、スーダンの16.09倍、タンザニアの12.69倍がこれに次ぐ。その他に80年の数値は存在しないが、ギニアでは88年を100として90年にすでに160.1、ギニアビサウでは86年を100として同じく1081と、いずれもわずか数年の短期間に10倍を超える物価上昇を記録しているのである。これら10年間の10倍を超える物価上昇を記録した国は、物価上昇というよりも通貨混乱をきたしているとみるべきであろう。

これに対してCFA フラン諸国における物価上昇は、最大でカメルーンの2.05倍、最小はチャドの1.14倍で、いずれも小幅な上昇の範囲にとどまっている。

以上にみたように、アフリカ諸国の中にあって、独立後、今日まで自国の通貨価値の安定を保ちつづけることができた国は、ごくわずかな例外を除けば、CFA フランを共通通貨として採用した国ぐにだけであった。そしてこのCFA フランは、これらの国ぐににとって共通の通貨であるとともに、旧宗主国フランスの通貨、フランス・フランと50対1の固定レートでの自由交換性を維持してきた。しかし、それを保証するフランスがその管理に入りしている通貨であり、その意味ではCFA フランは自国通貨とはいえないだろう。したがって、アフリカ諸国の自国通貨の発行は、この30年間の歴史をみ

るかぎりすべて失敗におわり、それが構造調整を受け入れざるをえない原因のひとつとなつたのである。

II CFA フラン制度の歴史とその仕組み⁽⁵⁾

1. CFA フラン制度の歴史

CFA フランが宗主国フランス・フランとは別個の通貨として誕生した直接の契機は、第 2 次大戦後のフランス・フランの為替レートの大幅切下げであった。

第 2 次大戦終了まで、サハラ以南アフリカのフランス植民地（仏領西アフリカ [AOF]、仏領赤道アフリカ [AEF]、マダガスカル）では、セネガルのダカールに本拠をおく西アフリカ銀行（la Banque d'Afrique Occidentale）が発行する本国フランと等価の植民地フランが流通していた。ところが、第 2 次大戦直後の 1945 年 12 月、フランスが戦後初の為替レート調整策としてフランス・フランの対米ドル・レートを、1 米ドル 50 フランから、119 フランに大幅に切り下げたとき、この切下げ措置の対象を本国フランだけに限り、西アフリカ銀行発行のフランには適用しなかったことによって、自動的にフランス・フランとは等価ではない CFA フラン⁽⁶⁾が創設されることになった。

1945 年の段階でフランス・フランの切下げに植民地フランを追随させず CFA フランを創設することになった背景には、第 2 次大戦末期の 44 年 1 月、仏領赤道アフリカの首都ブラザビルで開催された「フランス=アフリカ」会議（通称ブラザビル会議）において確認された原則があった。ドゴール将軍が率いる「自由フランス」が、第 2 次大戦後の植民地体制の改革を展望するために開催したこのブラザビル会議で、一連の植民地改革のひとつとして「各領土の状況に応じて事態に対処し、したがって本国フランに対する各植民地の通貨価値も修正する」⁽⁷⁾という原則が打ち出されていたのである。そ

の意味ではCFA フランの創設、本国フランからの平価切離しは、植民地の独自性を象徴し、それを確認する意味合いをもっていた。また実利的には、CFA フランの創設は、戦災とインフレーションによるフランス本国経済の混乱が、アフリカの植民地にまで直接的に波及することを回避するための措置でもあった。

しかし、フランスはアフリカの植民地を包摂したフラン圏を存続させるため、CFA フランとフランス・フランとの固定レートによる自由交換性を回復させることを欲した。1945年12月、本国フランの対米ドルレートが119フランに切下げられたのに対して、CFA フランの切下げは70.76 CFA フランにとどまり、1 CFA フランは1.70フランス・フランのレートに固定された。その後、48年1月のフランス・フランの再切下げの際には、CFA フランも同調し前記の固定レートはそのまま維持されたが、同年10月のフランス・フランの第3回目の切下げで、フランス・フランが対米ドル214フランから261フランに下がったとき、CFA フランはこれに追随しなかった。その結果、フランス・フランの対CFA フランのレートは1 フランス・フラン=0.5 CFA フランとなり、この水準で固定された。以来、今日まで40年以上にわたってこのレートは不变のまま維持されてきた（ただし、58年12月、フランスがフランス・フランのデノミネーションを実施し、100旧フランを1新フランに切り替えたために、対CFA フラン・レートは、自動的に名目的には1 フランス・フラン=50 CFA フランとなった）

しかしCFA フランの発券の方式は、時代とともに変遷を遂げてきた。即ち、当初、西アフリカ銀行に託されていたCFA フランの発券業務は、仏領西アフリカの場合には、1955年、新たに設立された西アフリカ・トーゴ発券局に引き継がれ、さらに59年には西アフリカ諸国中央銀行（Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest; BCEAO）が設立され、西アフリカ諸国における独占的CFA 発券銀行となり、今日に至っている⁽⁸⁾。

仏領赤道アフリカの場合も同様に、1955年には仏領赤道アフリカ・カメリーン発券局が設立され、60年には赤道アフリカ・カメリーン中央銀行

(Banque Centrale des Etats de l'Afrique Equatoriale et Cameroun; BCEAEC) が、73年には同行を改組した中部アフリカ諸国銀行 (Banque des Etats de l'Afrique Centrale; BEAC) が設立され、それぞれ中部アフリカ諸国における CFA フランの発券権を引き継ぎ、今日に至っている。

さらに1972年（中部アフリカ）、73年（西アフリカ）の制度改革の結果、西アフリカ諸国中央銀行の本社は、79年、セネガルのダカールに、中部アフリカ諸国銀行のそれは、77年、カメルーンのヤウンデに、それぞれそれまでの所在地パリから移された⁽⁹⁾。

この改革では、またそれまでフランス人によって占められていた両銀行の総裁をはじめ、人事面でのアフリカ人化が実施された⁽¹⁰⁾。

2. CFA フラン制度の仕組み

現行（1992年現在）の CFA フラン制度は、植民地体制からの諸国の独立の時点における改革、さらには72年（中部アフリカ）、73年（西アフリカ）の改革を経て、それ以降、施行されているものである。現行の CFA フランは、西アフリカ諸国中央銀行 (BCEAO) を発券銀行とする西アフリカと中部アフリカ諸国銀行 (BEAC) を発券銀行とする中部アフリカとでは、その制度的仕組みに若干の差異はあるものの基本的には同一で、いずれもフランス・フランと50対1の固定レートでの自由交換性を保証された等価の通貨である（この点は、75年に独立したインド洋上の島嶼国コモロの CFA フランについても同様である）。

ここでは、コートジボワールが属している BCEAO を発券銀行とする CFA フラン制度について、現行の仕組みの概要を示しておく。

西アフリカでは1959年に BCEAO が CFA フランの発券銀行として設立されたのち、その権能を裏づける組織として西アフリカ通貨同盟 (l'Union Monétaire Ouest Africaine; UMOA) が、62年5月、ギニア、マリを除く旧仮領西アフリカ6カ国（モーリタニア、セネガル、コートジボワール、ブルキナファソ、

ベニン、ニジェール）によって結成された⁽¹¹⁾。

この通貨同盟自体にはフランスは加盟していないが、この通貨同盟との間に締結した「協力協定」（現行の協定は、1973年に改定、締結されたもの）によって、CFA フラン制度の運用に関与している。「協力協定」の第10条には、BCEAO の理事会には、加盟各国を代表する各 2 名の理事と同じ条件、同じ資格でフランスも 2 名の理事を派遣することが明記されている⁽¹²⁾（73年協定以前は、フランス代表の理事は理事会の 3 分の 1 を占めていた）⁽¹³⁾。

BCEAO が発行する CFA フランが 50 対 1 の固定レートによるフランス・フランとの自由交換性を保証されている仕組みは、フランス国庫に開設される BCEAO の「操作勘定」（Compte d'Opérations）である。「協力協定」第 1 条は、「フランス共和国は、西アフリカ通貨同盟の通貨の自由交換性を保証するために協力する」とこと、その協力の方法については、「BCEAO 勘定に関してフランス共和国大蔵大臣と通貨同盟閣僚会議議長との間でとりかわす〈操作勘定取極め〉によって定める」⁽¹⁴⁾と規定している。それによって通貨同盟加盟各国の保有する外貨は、BCEAO を通じてフランス国庫の「操作勘定」に預託され、集中管理されることになっている。かつては各国の手持ち外貨はすべて「操作勘定」に預託することが義務づけられていたが、1973年の改定でその割合が総額の 65% に軽減された。BCEAO の勘定残高がマイナスになった場合、フランス国庫は BCEAO に対して信用を供与し、CFA フランの自由交換性を維持・確保することになっている⁽¹⁵⁾。

自国通貨の発行を行っている国との比較で特徴的なことは、BCEAO と加盟各国政府との関係である。自国通貨の発行に踏み切ったアフリカ諸国のはとんどが、中央銀行が通貨管理において国家権力との関係で独立性を保持することができず、政府の財政赤字の補填のために通貨を増発して、自国の通貨価値を下落、喪失させてきたことは、Ⅰでみたとおりである。これに対して CFA フラン諸国の場合はどうであったのか。UMOA 加盟各国の場合、BCEAO の定款第16条で、各国政府に対する融資額は、前年度国家歳入額の 20% を限度とすると定められている⁽¹⁶⁾。

各国の市中銀行を通して行われる民間部門に対する金融政策（再割引率、再割引総額の上限設定など）は、BCEAO が各国に設けられた「国家信用委員会」(Comité National du Crédit) との協議に基づいて決定されるが、各国の利害を代表する国家信用委員会に対して BCEAO は自立的であり、主導権を有している。BCEAO と加盟各国の国家信用委員会との関係においても、CFA フラン諸国は通貨にかかる主権を、自発的に放棄しているといえよう。

III CFA フラン制度と構造調整

今日（1992年末現在）、サハラ以南アフリカの14カ国（西アフリカ7カ国、中部アフリカ6カ国、コモロ）で採用されている CFA フラン制度は、80年代に始まったこれらの諸国の経済危機、その建直し策として登場した構造調整政策との関連で、80年代後半から論議の対象となってきた。

今日、その最大の焦点となっているのは CFA フラン切下げの適否の問題である。Ⅱで述べたように1948年以来、CFA フランはフランス・フランとの50対1の固定レートによる自由交換性を堅持してきているわけであるが、今日の国際経済情勢のもとで、CFA フランのレートは過大評価されており、それがこれらの諸国の経済再建の桎梏になっているという主張が、構造調整を主導する IMF、世銀をはじめ多くの論者によって展開されている。

ここではアフリカ経済専門のフランス語有力月刊誌 *Jeune Afrique, Economie* に掲載された CFA フラン切下げ論者の1人、M・カムガム (Martin Kamguem) の主張⁽¹⁷⁾をとりあげて検討してみよう。

カムガムはまず CFA フランの切下げが必然的にひき起こす輸入品価格の上昇について、それが CFA フラン地域の域内貿易の増大に寄与しうること（例えば、セネガルでは、ガボンやカメルーン産石油の輸入が増大するであろう）、また今日、航空会社の割引ツアーレの対象にさえなっているフランスへの日用品買物ツアーレの誘因を減少させ、国内消費財産業に対する需要を増大させる

などの利点を指摘する。また切下げによる対外債務返済額の自動的増大も、政府が開発資金を専ら外国資金に依存しているこれまでの傾向を改め、国内貯蓄の動員に目を向けさせるひとつの契機になりうるという。そして CFA フラン切下げの最大の効能として指摘されるのは、定石どおり輸出品の国際競争力の強化である。

次に彼は、CFA フラン制度そのものの性格について言及する。彼によれば、CFA フランはフランス・フランの一種の「分身」にすぎず、「フラン地域は、旧植民地に対するフランスの支配を恒久化するためにのみ、作られたものである」⁽¹⁸⁾。彼はその制度的保証として、BCEAO 理事会にフランスを代表する理事が参加していることをあげている。Ⅱでも紹介したように、BCEAO 理事会は、加盟各国を代表する理事、各国 2 名と、彼らとまったく同等の資格のフランスを代表する理事 2 名によって構成されている。フランスはこの理事 2 名を通じて、BCEAO の通貨・金融政策に関与しているというわけである。

またカムガムは CFA フラン擁護論者が指摘するギニア、マリ、マダガスカルのフラン圏離脱の無惨な結末を認めながらも、「フランスに対する通貨的従属を見事に断ち切った」⁽¹⁹⁾アルジェリア、モロッコ、チュニジアの北アフリカ 3 国の事例を対置する。そして「セディの切下げを行い、見事に経済を再建しつつあるガーナの例にならって、CFA フランを関係各国の経済再建のために切下げるべきである」というのが、カムガムの結論である。

1. ガーナの場合

ではカムガムが平価切下げによる経済再建の成功例としてあげたガーナの 1980 年代以降の経済動向を、西アフリカ CFA 地域の中心国であるコートジボワールのそれと比較して検討してみよう。

第 2 表は、コートジボワールとガーナの 1975 年から 90 年までの対米ドル為替レート、通貨供給量、消費者物価指数の推移を示したものである。ここで

第2表 コートジボワールとガーナの通貨価値と物価指数
(1975~91年)

| | 対米ドル・レート | | 通貨供給量 | | 消費者物価指数 | |
|------|----------|-------|-----------------------------|---------------------|--------------|-----|
| | CFA フラン | セディ | CFA フラン (10億 CFA フラン) | セディ (10億 セディ) | コートジ ボワール | ガーナ |
| 1975 | 224 | 1.15 | 180 | 1.0 | 40 | 0.8 |
| 1976 | 248 | 1.15 | 260 | 1.4 | 40 | 1 |
| 1977 | 235 | 1.15 | 383 | 2.4 | 50 | 3 |
| 1978 | 209 | 2.75 | 416 | 4.1 | 57 | 5 |
| 1979 | 201 | 2.75 | 434 | 4.7 | 66 | 7 |
| 1980 | 226 | 2.75 | 439 | 6.1 | 76 | 11 |
| 1981 | 287 | 2.75 | 464 | 9.4 | 83 | 24 |
| 1982 | 336 | 2.75 | 460 | 11.2 | 89 | 29 |
| 1983 | 417 | 30.0 | 488 | 16.7 | 94 | 65 |
| 1984 | 480 | 50.0 | 575 | 26.8 | 98 | 91 |
| 1985 | 378 | 60.0 | 620 | 38.3 | 100 | 100 |
| 1986 | 323 | 90.0 | 636 | 55.0 | 107 | 125 |
| 1987 | 267 | 176.1 | 599 | 84.0 | 108 | 174 |
| 1988 | 303 | 229.9 | 578 | 122.0 | 115 | 229 |
| 1989 | 289 | 303.0 | 511 | 186.0 | 117 | 287 |
| 1990 | 256 | 344.8 | 526 | 206.0 | 116 | 393 |
| 1991 | 259 | 390.6 | n.a. | 222.0 | n.a. | 464 |

(出所) IMF, IFS Yearbook, 1991, 1991, および同, 1992, 1992。

まず指摘できることは、80年代を通じて数次にわたって行われたセディの対米ドル・レートの切下げは、通常の意味での切下げという範囲をはるかに越えるものであったということである。

即ち1978年、セディの公定レートは、1米ドル1.15セディから2.75セディに切り下げられたもののインフレの昂進は続き、消費者物価指数でも、ローリングス政権がIMF・世銀の勧告を受け入れて第1次経済復興4カ年プログラムを開始する前年の82年当時、公定為替レートは78年当時のままであったにもかかわらず、消費者物価指数はわずか4年間で約6倍に上昇していたの

である（第2表）。輸出入に関する量的規制、為替管理、物価統制などによって、政府当局は公定レートを維持しようとしていたが、公定レートは完全に有名無実化していた。83年10月にローリングス政権は初めてセディの切下げを断行するが、その切下げ幅は対米ドル・レート2.75セディから30セディへという、一挙に10分の1以下への大幅なものであった。それでも実勢からの乖離は大きく、その後も毎年、切下げがくりかえされた。実勢との乖離が解消したのは90年に入ってからのことであり、即ち86年から導入された外為の入札制での相場と公定レートとの乖離が88年3月当時の29%から、91年2月によくやく6%にまで縮少した⁽²⁰⁾。

かくして、セディの対米ドル・レートは、1981年から91年までの11年間に、2.75セディから390.6セディへと実に142分の1以下に切り下げられたのである。つまり今日、CFA フラン切下げ論において指摘される CFA フランの過大評価と80年代に切り下げられたセディの「過大評価」とはまったく水準、質の異なるものであったといわざるをえない。ガーナ経済が80年代、特にその後半からマクロ経済指標によれば立ち直りをみせていることは事実であるが、それを平価切下げに結びつけてとらえることには無理がある。それは通常の意味での平価切下げではなく、通貨混乱の收拾の過程と呼ぶべきものであり、ガーナ経済の立ち直りに寄与するものがあったとすれば、それは通貨混乱の收拾、正常化であったというべきである。それは CFA フランになぞらえていえば、セディが、ドルをはじめとする国際通貨との交換性の回復をめざす通貨整備の過程であったといえよう。

したがって、国際通貨であるフランス・フランと固定レートでの自由交換性を維持してきた CFA フランの切下げ論にとって、ガーナの経験は参考にならない。むしろ政府による為替規制が取り除かれた今日のガーナ経済が、セディの切下げ、国内物価の上昇、平価の再切下げという悪循環を断ち切って、安定を回復できるかどうか、そこに注目すべきであり、それは1990年代のガーナ経済にとっての最大の課題といわねばならない。

2. コートジボワールの経済不況

ガーナの事例を模範例とすることは不適切であるにしても、カムガムが主張するように CFA フランは今日の状況では過大に評価されているという認識は正しいのであろうか。

そもそも CFA フランは国際通貨であるフランス・フランと50対1の固定レートで自由交換性を維持してきたにもかかわらず、つまりカムガムの言葉を借りればまさにフランス・フランの「分身」にすぎないのに、フランス・フランを論外において CFA フランのみが過大評価されているという論理的にはありえるはずのない主張の論拠はどこにあるのだろうか。

まず1981年末の時点と91年末現在のフランス・フランの対米ドル・レートを比較してみよう。フランス・フランの対米ドル・レートは、1米ドル=5.748フランから5.180フランへ約10%の上昇を示している（前掲第1表を参照）。フランス・フランとの自由交換性を保証された CFA フランも、当然、同じ変化を示している。では、次に消費者物価指数をみてみよう。80年から90年までの10年間にフランスの消費者物価指数は1.62倍に上昇し、これは米国の1.58倍を若干ながら上回っている。CFA フラン地域諸国の場合はどうか。I の第1表に示したように、国によって多少の差があり、最も上昇率の高いのは中部アフリカのカメルーンの2.05倍、次いでコンゴの1.92倍で、西アフリカでは、セネガルが最も高く1.76倍、次いでコートジボワールの1.70倍となっている。しかし、西アフリカのブルキナファソ（1.43倍）、ニジェール（1.23倍）、トーゴ（1.37倍）、中部アフリカのチャド（1.14倍）、中央アフリカ（1.35倍）など、いずれもフランスさらには米国のそれよりも低い上昇率を示している。いずれにしろ、それをもって CFA フランのみの評価が過大であるといえるほどの差は、消費者物価の上昇率の差には現われていないとみるべきであろう。

では1980年代末からたびたび指摘されている CFA フランの対外価値評価

第3表 コートジボワールの国内総生産
(1980~90年)

| | 億 CFA フラン | 実質成長率 (%) | | 億 CFA フラン | 実質成長率 (%) |
|------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|
| 1960 | 1,426 | | 1985 | 31,376 | 7.7 |
| 1980 | 21,499 | 6.2 (年平均) | 1986 | 32,323 | 5.3 |
| 1981 | 22,914 | 3.4 | 1987 | 31,180 | -1.6 |
| 1982 | 24,865 | -0.5 | 1988 | 30,670 | -1.8 |
| 1983 | 26,059 | -2.0 | 1989 | 29,510 | -0.6 |
| 1984 | 28,834 | -4.2 | 1990 | 27,020 | -2.6 |

(出所) Ministère de l'Économie, des Finances, et du Plan, *La Côte d'Ivoire en Chiffres*, 1986/87年版。

EIU, *Côte d'Ivoire, Country Profile 1992-93*, 1992.

の割高感はどこから発生してきているのであろうか。

まず指摘されなければならないことは、1980年代以降、CFA フラン諸国のはほとんどが経済危機に陥り、IMF・世銀主導の構造調整の過程にあるという事実（14カ国中12カ国）である。それを最も端的に示している国は、西アフリカのCFA フラン地域の経済的中心であるコートジボワールである。第3表に示したように、コートジボワール経済は70年代末まで高度成長（国内総生産の実質成長率、年平均6.2%）を持続したのち、80年代に入ると一転して経済危機に陥り、90年代を迎えても回復の兆しを未だ示していないのである。このような事態がCFA フラン切下げ論の背景にある。事実、CFA フラン切下げ論は、コートジボワールにおける構造調整政策の展開の過程で、世銀・IMF が強く主張しているのである。

次に注目すべきは、1980年代におけるフランス・ Franc および CFA フランの対米ドル・レートの推移である。第2表に示したように、対米ドル・レートは、84年に米ドルが1米ドル=480CFA フランという高値を記録したのち、ほぼ下降線をたどって91年末現在では1米ドル=259CFA フランの水準にある。つまりコートジボワール経済が不況にあえいでいるこの時期、国際

為替市場において CFA フランの価値は漸進的に上昇してきたのである。IMF・世銀が主導する構造調整が要求する平価切下げによる経済再建という図式にまったく逆行する、経済不況下における平価切上げと同じような事態が、コートジボワールでは80年代後半から為替レートと経済成長との関係だけをみれば、発生しているのである。

なぜこのような事態が発生したのであろうか。通貨の対外価値は、その国の経済力の象徴である。しかるにその国の経済が停滞する過程で、その国の通貨の対外価値が上昇するという事態はどうして起こりうるのか。

その理由は、CFA フランは単に CFA フラン諸国の共通通貨であるばかりでなく、フランス・フランと50対1の固定レートで自由交換性を保証されている通貨であるからである。つまりコートジボワールは自国の経済状況を直接的、全面的には CFA フランの対外価値に反映させることはできないのである。たしかにコートジボワールは、中部アフリカのカメルーンとともに CFA フラン地域の中心国である。第4表に示したように、UMOA にあって国内総生産の40%、通貨供給量の44%を占めている。しかしながら、CFA フラン地域の存在自体が、フランスを含めたフラン圏の中ではきわめて小さい。国内総生産においても、通貨供給量においても全体のわずか4%を占めているにすぎない(第4表)。したがって、CFA フラン地域の経済動向がどうあろうと、それがフランス・フランおよび CFA フランの対外価値に影響を与える可能性はほとんどないといえよう。CFA フランの対外価値は、文字どおり総通貨供給量の96%を占めるフランス・フランによって、それを支えるフランスの経済力によって決定されるのである。

そしてフランス・フランの対外価値が上昇するとき、CFA フラン地域がフラン経済圏における相対的に弱小な部分となることは容易に想像がつく。事実、コートジボワール経済は1980年代後半、フランス・フランの対米ドル・レートの上昇期、フラン圏内全体の経済構造の最も弱い部分とならざるをえなかつたのである。

ここではコートジボワール経済の脆弱性を示すものとして、ココア輸出と

第4表 CFA フラン諸国¹⁾の国内総生産と通貨供給量

(1989年)

(単位：10億CFA フラン)

| | 国内総生産 | % | 通貨供給量 ⁽³⁾ | | % |
|--------------------|---------|-----|----------------------|-----|---|
| | | | | | |
| コートジボワール | 2,951 | 40 | 867 | 44 | |
| セネガル | 1,470 | 20 | 370 | 19 | |
| ブルキナファソ | 809 | 11 | 161 | 8 | |
| ニジェール | 650 | 9 | 129 | 7 | |
| マリ | 650 | 9 | 143 | 7 | |
| ベニン | 480 | 6 | 103 | 5 | |
| トーゴ | 432 | 6 | 145 | 7 | |
| UMOA 計 | 7,442 | 100 | 1,953 ⁽⁴⁾ | 100 | |
| カメルーン | 3,208 | 55 | 773 | 58 | |
| ガボン | 1,168 | 20 | 279 | 21 | |
| コンゴ | 774 | 13 | 142 | 11 | |
| 中央アフリカ | 353 | 6 | 64 | 5 | |
| チャド | 324 | 6 | 74 | 6 | |
| 赤道ギニア | 43 | 1 | 4 | 0 | |
| BEAC 計 | 5,869 | 100 | 1,333 | 100 | |
| CFA フラン地域計 | 13,311 | 4 | 3,286 | 4 | |
| フランス ²⁾ | 306,800 | 96 | 82,800 | 96 | |
| 計 | 320,111 | 100 | 86,086 | 100 | |

(注) 1) コモロを除く。

2) CFA フラン換算。

3) 通貨+準通貨。

4) UMOA 本部33を含む。

(出所) Le Sécretariat du Comité Monétaire de la Zone Franc, *La Zone Franc, Rapport 1990, 1991*, pp. 41, 73.

賃金水準の問題を検討する

(1) ココア輸出の推移

輸出が国内総生産の約3割(29%——1989年)を占める輸出依存度の高いコートジボワール経済において、ココアは輸出総額の約3割(39%——1984年, 30%——1988年, これにコーヒーを加えるとその比率はそれぞれ56%, 48%となる)⁽²¹⁾を占める同国最大の輸出商品である。

第5表 コートジボワール、ガーナのココア生産者価格
(1975~90年)

| 国際価格* | (kg当り) (米ドル) | 生産者価格 | | | |
|-------|-----------------|--------------------|-------|---------------|-------|
| | | コートジボワール (kg当り) | | ガーナ (kg当り) | |
| | | CFA フラン | 米ドル換算 | セディ | 米ドル換算 |
| 1975 | 1.24 | 175 | 0.78 | n.a. | n.a. |
| 1976 | 2.04 | 180 | 0.73 | n.a. | n.a. |
| 1977 | 3.78 | 250 | 1.06 | n.a. | n.a. |
| 1978 | 3.40 | 250 | 1.20 | n.a. | n.a. |
| 1979 | 3.29 | 300 | 1.49 | n.a. | n.a. |
| 1980 | 2.60 | 300 | 1.32 | 4 | 1.43 |
| 1981 | 2.07 | 300 | 1.05 | 12 | 4.3 |
| 1982 | 1.74 | 300 | 0.89 | 12 | 4.3 |
| 1983 | 2.11 | 300 | 0.72 | 20 | 0.67 |
| 1984 | 2.39 | 300 | 0.63 | 30 | 0.6 |
| 1985 | 2.25 | 400 | 1.06 | 56.6 | 0.63 |
| 1986 | 2.06 | 400 | 1.24 | 85.5 | 0.95 |
| 1987 | 1.99 | 400 | 1.50 | 150.0 | 0.85 |
| 1988 | 1.58 | 400 | 1.32 | 165.0 | 0.72 |
| 1989 | 1.24 | 200 | 0.69 | 174.4 | 0.56 |
| 1990 | 1.27 | 200 | 0.78 | 224.0 | 0.65 |

(注) *ニューヨーク、ロンドン、ポンド当たり価格を kg当たりドルに換算。

(出所) IMF, *IFS, Yearbook 1992, 1992.*

EIU, *Côte d'Ivoire, Country Profile, 1992-93, 1992.*

EIU, *Ghana, Country Profile, 1992-93, 1992.*

このココアの国際市場価格は、第5表に示したように米ドル建てで、1977年の3.78ドルを最高値として、それ以降はほぼ下落の一途をたどってきた。

コートジボワールのココア生産そのものは、40万戸を超えるアフリカ人小農が担っているが、その買付けから輸出に至るまでの流通過程は、国営企業である農業生産価格支持安定公庫 (Caisse de Stabilisation et de Soutien des Prix des Productions Agricoles; CAISSTAB) の手中にある。ココアの生産者価

格は、政府が毎年、その年の収穫、集荷が開始される10月に決定する。集荷業者、輸出業者はその生産者価格で農民からココアを買い付け、一定の手数料で輸出までの業務を CAISSTAB に代わって実行するにすぎない。

CAISSTAB が農民に支払う生産者価格は、第 5 表に示したように1975年以降、88年までは常に上昇してきた。70年代後半のココアの国際価格の急騰期、生産者価格もそれなりに引き上げられたが、CAISSTAB がココア輸出から得た収益は年間1000億 CFA フランを超える国家財政の有力な収入源となっていたのである。しかし80年代半ば以降事態は一転する。特に、85年から88年までの4年間は、84年の米ドルの高騰に見合って生産者価格が85年から1キログラム当たり400CFA フランに引き上げられたのに対して、85年以降、ココアのドル建て国際価格は下落し、米ドル自体も下落を続けたため、88年の段階では国際価格がキログラム当たり1.58ドルにおちこんでいる状況で、CAISSTAB は生産者に1.32ドル支払い、これに CAISSTAB が負担する流通経費を加えると完全な逆さや現象が発生し、CAISSTAB は財政的に破綻に瀕することになった。もともと CAISSTAB は、国際価格変動からココア生産者を保護するための仕組みであったが、この事態の悪化には抗しきれず、IMF・世銀の構造調整融資がらみの強い要請もあって、89年度から、生産者価格は一気に2分の1に引き下げられたのである。ココアの買付けから輸出までの流通過程が一定の収益を上げ正常に機能するためには、生産者価格は国際価格の2分の1以下の水準になければならず、生産者価格の大幅切下げ後も、ココアの国際価格、米ドルとともにさらに下落を続いているために、90年代に入っても未だ事態は改善の兆しをみせていない。

CFA フランの切下げがコートジボワールのココア生産の国際競争力を強化し、輸出増大をもたらす可能性はない。せいぜいのところ、CFA フランの切下げは生産者価格の実質的切下げとなり、その分、政府の財政負担が軽減されるという効果がもたらされるだけである。

コートジボワールのココア生産を苦境におとしいれた最大の原因是、世界市場におけるココア価格の下落であり、その背景にあるものは供給過剰であ

第6表 ココア生産指数
(1985=100)

| | コートジボ ワール | ガーナ | | コートジボ ワール | ガーナ |
|------|--------------|-----|------|--------------|-----|
| 1965 | 30 | 319 | 1980 | 68 | 154 |
| 1970 | 34 | 242 | 1985 | 100 | 100 |
| 1975 | 40 | 193 | 1990 | n.a. | 160 |

(出所) IMF, IFS, Yearbook 1991, 1991.

る。1992年秋現在、世界のココア豆在庫量は、現段階における最適規模とされる70万トンの水準をはるかに超え、世界の年生産量の2分の1を超える140万トンに達している⁽²²⁾。

ガーナにおける構造調整の「成功」によるココア生産の復興（それは、正常な価格による政府の買付けの再開によるのであって、セディの切下げによる国際競争力の強化によるものではない）が、世界市場における供給過剰に拍車をかけ、ココアの国際価格のいっそうの下落に少なからず寄与してきたということは、なんとも皮肉な事態である（第6表）。

コートジボワールの主力輸出産業、ココア生産の以上のような事態の推移をみるかぎり、CFA フランの過大評価、切下げ論は的はずれといわざるえない。

(2) 賃金水準

前述のとおり1989年秋、ココアおよびコーヒーの生産者価格を一挙に2分の1への引下げを断行したコートジボワール政府は、構造調整の一環として引き続き90年春には、公務員等の給与切下げを企図した。しかしこの給与切下げ案の発表を契機に反政府運動が一挙に拡大し、コートジボワール政府は事態収拾のためにこの企図を断念せざるをえなくなった⁽²³⁾。コートジボワールがこの給与切下げに成功していれば、それは賃金面におけるCFA フラン切下げの意味をもちえたはずである。CFA フラン切下げ論の文脈でよく指摘されることは、CFA フラン地域における賃金の相対的高水準である。

例えば、カメルーンの労働者の月額賃金の平均は9万8000CFA フランであるのに対して、ナイジェリアのそれは1万CFA フランの水準にある⁽²⁴⁾とか、ガーナの農業労働者の賃金は、コートジボワールのそれの3分の1の水準にある⁽²⁵⁾とかといったような断片的な指摘はあるが、包括的な調査資料は存在しない。

ただし、前述のコートジボワールで1990年春に発生した事態をみてもわかるとおり、名目賃金の切下げは、現実問題として政治的な意味で実施しないという事情がある。したがって、コートジボワールのようなCFA フラン地域の国では、どのような経済不況のもとでも、いわゆるフォーマル・セクターの組織労働者の賃金水準は名目的には維持され、構造調整はその他の部門で展開されざるをえない。これはガーナ、ナイジェリアのように平価の切下げによって、大幅な実質賃金の切下げを実施してきた国ぐにとは対照的な点である。

特にガーナ、ナイジェリアの場合を前掲の第1表によって見てみると、ガーナのセディ、ナイジェリアのナイラの対米ドル・レートの1980年代における切下げ率は、消費者物価指数の変動との対比で見るかぎり過大である。即ちガーナでは消費者物価指数は80年から90年にかけて35.75倍であるのに対してセディの対ドル・レートは81年から91年までの間に139.5分の1に切り下げられている。同様にナイジェリアでも、消費者物価指数の上昇が7.06倍であったのに対し、ナイラの切下げは16.5分の1になっている。

ヴァン・ド・ワル (Nicolas van de Walle) も指摘しているように、ガーナ、ナイジェリアをはじめとする非CFA フラン地域のアフリカ諸国の通貨の対米ドル・レートの大幅の切下げが、賃金水準をはじめとする生産要素価格の米ドル換算比較におけるCFA フラン地域の劣位化の一要因となっていることは間違いない⁽²⁶⁾。その点で、アフリカ諸国は構造調整の名において賃金の切下げ競争に突入しているともいえよう。

おわりに

半世紀以上におよぶ植民地体制を脱して独立を達成したアフリカ諸国のはとんどが、通貨における主権の行使として自国通貨の発行を開始した。それは、各国の経済建設にとって有力な武器となるはずであった。しかし、1980年代が終わった時点でこれらの諸国の通貨がたどってきた道を振り返ってみると、その期待は完全に裏切られたといってよい。Iで示したように、ほとんどの国では通貨管理に失敗し、国内的にはインフレーションが昂進し、対外的には自国通貨の価値を限りなく減じていった。そして IMF・世銀に代表される国際通貨体制は、構造調整融資とのからみでこれらの通貨の大幅な切下げを要求し、それは実施されつつある。このような事態の推移は、自国通貨の発行による自国経済の囲い込み、その中の自立的な経済建設という図式が、アフリカ諸国にとってははかない幻想にすぎなかつことを示している。そして今日、その囲いは突き崩され世界経済の論理が各国に浸透はじめている。

このような全般的な状況の中で特異な存在は CFA フランであった。フランス・フランと固定レートによる自由交換性を保証されたこの通貨を採用してきた14カ国だけは、少なくとも通貨的安定を享受してきた。IIでみたように、基本的には植民地体制のもとで創設されたこの CFA フランを独立後も採用し続けた国だけが、つまり通貨管理にかかわる主権を共同およびフランスとの協力の名によって自主的に放棄した国だけが、他の諸国が多くが経験した通貨混乱を回避できたということは、アフリカ諸国にとってきわめて苦い経験であった。

しかし、1990年代を迎えて CFA フラン地域も安泰ではなくなった。80年代に始まった経済危機、その救済策としての構造調整政策の過程で、CFA フランについても切下げ論が台頭してきたからである。

Ⅲでは、この切下げ論の意義、背景について、UMOA の中心国コートジボワールの個別的、具体的事例に則して検討した。そこで得られた結論は、今日、コートジボワール経済がおちいっている苦境は、フラン経済圏における弱い部分として引き起こされたものであるということであった。その弱さとは、ココアをはじめとする熱帯一次産品の輸出に多くを依拠する経済構造である。1980年代に入って、その弱さを露呈させるココア、コーヒーなど熱帯一次産品の国際価格の下落という状況の悪化が、特に80年代の後半、フランス・フランおよびCFA フランの対米ドル・レートの上昇と重なって事態をさらに悪化させたのである。

したがって、CFA フランの切下げ→国際競争力の強化→輸出増大→経済回復という図式は、少なくともコートジボワール経済再建の処方箋としては有効ではない。

Ⅲで紹介したカムガムの主張をみてもわかるとおり、CFA フラン切下げ論の背景には CFA フラン制度そのものに対する不信感があり、CFA フランの対フランス・フランの固定レートの切下げという事態は、その仕組みをみればまさにレートが固定されていることに意味があるのであり、制度そのものの解体を意味することは明らかである。フランス資本にとってみれば、この制度は CFA フラン地域に投下した資本の価値を減少させないための保証なのである。CFA フラン制度の有効性を認めるかぎり、CFA フランの切下げはあってはならない。それを回避することがこの制度の目的であるからである。CFA フラン制度において、固定レート改定が有効でありそれが許容されるのは、CFA フランのフランス・フランに対する切上げだけなのである。

1980年後半から、フランス資本の CFA フラン地域からの撤退が顕著になったといわれている。ヴァン・ド・ワルは、70年代末までは CFA フラン制度は、外国資本を誘致するメカニズムとして機能していたが、80年代後半からは資本逃避のメカニズムに転化したと指摘した。まさにそのとおりであろう。CFA フラン制度は、その地域、国の経済状況において、フランス国内

第7表 フランスの対CFA フラン地域貿易

(単位:10億FF)

| | 輸出 | %* | 輸入 | %* | 収支 |
|------|------|-----|------|-----|-----|
| | | | | | |
| 1988 | 17.9 | 1.8 | 15.4 | 1.5 | 2.5 |
| 1989 | 18.6 | 1.6 | 16.0 | 1.3 | 2.6 |
| 1990 | 16.9 | 1.4 | 16.3 | 1.3 | 0.6 |

(注) *フランスの総輸出(入)額に占める比率。

(出所) Le Secretariat du Comité Monétaire de la Zone Franc, *La Zone Franc, Rapport 1990, 1991.*IMF, *IFS, Yearbook, 1992, 1992.*

第8表 フランスの対CFA フラン地域ODA

(1987~89年)

(純実行額, 100万FF)

| | 1987 | 1988 | 1989 |
|----------|---------|---------|---------|
| ベニン | 143.7 | 236.0 | 436.8 |
| ブルキナファソ | 388.4 | 309.9 | 447.1 |
| カメルーン | 359.9 | 492.6 | 410.1 |
| 中央アフリカ | 509.3 | 406.6 | 407.8 |
| コモロ | 135.9 | 179.1 | 142.5 |
| コンゴ | 678.9 | 330.8 | 431.9 |
| コートジボワール | 1,102.1 | 969.5 | 653.9 |
| ガボン | 366.2 | 434.4 | 277.8 |
| 赤道ギニア | 84.6 | 107.1 | 95.5 |
| マリ | 391.9 | 309.4 | 375.7 |
| ニジェール | 393.4 | 296.1 | 392.3 |
| セネガル | 926.4 | 695.8 | 1,212.9 |
| チャド | 444.3 | 446.1 | 498.5 |
| トーゴ | 186.7 | 235.2 | 267.6 |
| 計 | 6,111.7 | 5,448.5 | 6,050.4 |

(出所) 第4表に同じ, p. 368。

と同様にフランス資本が自由に移動できることを保証している制度なのである。80年代後半に顕在化した資本の逃避は、フランス資本の側からみればCFA フラン制度がまさに有効に機能していることの証左であるといわなければならぬ。

CFA フラン地域というのは、フランスにとって、フラン圏内のいわば小さな中庭である。フランスの貿易全体の 2 % にもみたない額の取引しかない小さな中庭ではある（第 7 表）。この中庭に公的援助だけで、毎年、約 60 億フランス・フラン（3000 億 CFA フラン）をつぎこんでいるのである（第 8 表）。狭義の経済的利害だけでは、フランスがなぜこの中庭を放棄しないのか説明できない。したがって、構造調整を支える狭義の経済的論理だけで、CFA フラン制度の解体、この中庭の放棄を意味する CFA フランの切下げにフランス政府が応じる可能性は少ない。

では、CFA フラン地域のアフリカ諸国にとってはどうか。このフラン圏の中庭にとどまるか、あるいはそこから出て直接、米ドルを基軸通貨とする世界経済圏に足を踏み入れるか。はっきりしていることは、どちらの道を選ぶにしても、それが即、今日の経済的不況の根本的解決とはならないということである。そこに解決の道が開かれているというのは、ひとつの幻想にすぎないということなのである。

注(1) 以下では特に断わらないかぎり、「アフリカ諸国」は、サハラ以南とアフリカ大陸周辺インド洋上の 47 カ国（第 1 表参照）を指す。

(2) ただし、新たな通貨単位名を採用した国は 15 カ国（第 1 表参照）。1990 年独立したばかりのナミビアは、93 年から独自の単位名で通貨を発行する予定。

(3) Economist Intelligence Unit, *Ethiopia, Country Profile 1991-92*, 1991.

(4) *Fraternité Matin*, 5 Oct. 1992.

(5) CFA フラン制度の歴史、仕組みを扱った文献としては下記がある。

- Leduc, M., *Les institutions monétaires africaines, pays francophones*, Paris, Editions A. Pedone, 1965.
- Vinay, B., *Zone franc et coopération monétaire*, Paris, Ministere de la Coopération et du Développement, 1981 (1^{er} edition), 1988 (2^e edition).
- Neurisse, A., *Le Franc C.F.A.*, Paris, Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1987.
- Vizy, M., *La zone franc*, Paris, C. H. E. A. M., 1989.
- Gérardin, H., *La zone francs, tome l'histoire et institutions*, Paris, L' Harmattan,
- Vallée, O., *Le prix de l'argent C. F. A.*, Paris, Karthala, 1989.

- ・岡田昭男『フラン圏の形成と発展』、早稲田大学出版部、1985年。
- (6) 当時は、franc des colonies françaises d'Afrique、仏領アフリカ植民地フランの略。このCFAという略称は、アフリカ諸国の独立後は、西アフリカでは1962年以来、Communauté Financière Africaine、アフリカ財政共同体、中部アフリカではさらに72年以来、Coopération Financière en Afrique Centrale、中部アフリカ財政協力、とそれぞれ読み替えられている。
- (7) Leduc, 前掲書, p. 53.
- (8) Gérardin, 前掲書, pp. 74~75.
- (9) 同上書, p. 125.
- (10) 同上書, p. 153.
- (11) その後、1963年にはトーゴが加盟、73年にはモーリタニアが脱退し、さらに83年にはマリが復帰し、92年現在、加盟国は7カ国となっている。
- (12) Vinay, 前掲書, p. 372.
- (13) Gérardin, 前掲書, p. 110.
- (14) Vinay, 前掲書, p. 370.
- (15) 詳しくは、岡田、前掲書、223ページを参照。
- (16) Vinay, 前掲書, p. 375.
- (17) Kamguem, M., "Dévaluer: Une chance pour l'Afrique," *Jeune Afrique, économie*, No. 159, Sep. 1992, pp. 86~89.
- (18) 同上論文, p. 88.
- (19) 同上論文, p. 89.
- (20) Economist Intelligence Unit, *Ghana, Country Profile 1992-93*, 1992, p. 10.
- (21) Economist Intelligence Unit, *Côte d'Ivoire, Country Profile 1992-93*, 1992, p. 24.
- (22) *Fraternité Matin*, 21 Oct. 1992.
- (23) 詳しくは、原口武彦「コートジボワールの政治危機」(『アフリカレポート』No. 11, 1990年9月)を参照。
- (24) *Jeune Afrique*, No. 1608, 23-29 Oct. 1991, p. 53.
- (25) Vallée, 前掲書, p. 249.
- (26) Walle, N. van de, "The Decline of the Franc Zone; Monetary Politics in Francophone Africa," *African Affairs*, No. 90, 1991, pp. 385~405.